

# 福祉会館 利用について

## 《減免となる団体》

市内に住所を有する者若しくは、市内に勤務・通学する者で構成された団体で、

下記に該当するもの。

- ① 60歳以上の団体
- ② 身体障害者（児）、知的障害者（児）又は精神障害者（児）団体及び家族会
- ③ 社会福祉活動を目的とするボランティア団体
- ④ 男女共同参画センターの登録団体

## 《福祉会館を利用できない団体》

- ① 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められる団体
- ② 公の施設及び付随整備を損傷するおそれがあると認められる団体
- ③ 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる団体。
- ④ 政治・宗教に関わる団体
- ⑤ 許可なく物品を販売する行為を行った団体

## 《減免とならない団体》

- ① 株式会社をはじめ、各種法人として利用する場合（社会福祉を目的とするNPO法人・社会福祉法人を除く）
- ② 減免団体であっても、利用者が講演又は研修に付随する資料並びに物品などを許可のもと販売する場合 ※割増料金（3倍）

不明な点は、係員にお尋ね下さい。